

飲酒運転とは②

飲酒していることを知りながら
運転させたら、違反になる？ならない？

答えは下にあります

運転者以外の周囲の責任についての処罰

車両提供者への罰則

車両提供者は運転者と同じ処罰に！

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



酒類の提供者・車両の同乗者への罰則

酒類の提供者・車両の同乗者
も処罰があります！

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

* 上記処罰のほかにも過去の事例では、周囲の人が運転免許取消しになった事例があります！

事例 1

知人が酒を飲んでいることを知りながら、車の助手席に乗り込み、二次会の場所まで送るように依頼し、同乗した者が、同乗罪で**2年間の運転免許取消し** ～東京都葛飾区

事例 2

飲食店を経営する店主が、客が車で来店しているのを知りながら、店内において日本酒、ビール等を提供し、酒類提供罪として**2年間の運転免許取消し** ～東京都調布市

警視庁ホームページより一部抜粋

こたえ：違反になる 「道路交通法」より